



秋田県公報

目 次

ページ

告 示

○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(三四二・福祉政策課)……………1

○秋田県議会図書室規程の一部を改正する訓令(一・議会事務局政務調査課)……………5

○生活保護法による介護機関の指定(三四三・福祉政策課)……………2
 ○生活保護法による指定介護機関の変更(三四四・福祉政策課)……………3
 ○国民健康保険組合の規約の変更の認可(三四五・長寿社会課)……………3
 ○道路区域の変更(三四六・道路課)……………4
公 告
 ○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………4
 ○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………4
議会訓令
 ○秋田県議会図書室規程の一部を改正する訓令(一・議会事務局政務調査課)……………5

告 示

○秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令(二・議会事務局総務課)……………5

秋田県告示第三百四十二号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成二十年八月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
神岡診療所	医療法人 神岡診療所 理事長	大仙市神宮寺字本郷下六十四―一	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	平成十八年三月三十一日
横手市社会福祉協議会増田福祉センター指定訪問介護事業所	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 会長	横手市増田町増田字土肥館百七十三番地	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日
横手市社会福祉協議会平鹿福祉センター指定訪問介護事業所	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 会長	横手市平鹿町浅舞字蔭沼二百八十九番地	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日
横手市社会福祉協議会雄物川福祉センター指定訪問介護事業所	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 会長	横手市雄物川町今宿字鳴田百五十番地	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日
横手市社会福祉協議会大森福祉センター指定訪問介護事業所	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 会長	横手市大森町菅生田二百四十五番地二百六	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日
横手市社会福祉協議会山内福祉センター指定訪問介護事業所	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 会長	横手市山内土測字鶴ヶ池三十一番地三	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日
特別養護老人ホーム愛幸園	大仙市長	大仙市神宮寺字本郷道南七十八	介護老人福祉施設	平成二十年三月三十一日
横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑老人デイサービスセンター	横手市長	横手市山内土測字鶴ヶ池三十一番地三	通所介護	平成二十年六月三十日
横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑老人短期入所施設	横手市長	横手市山内土測字鶴ヶ池三十一番地三	短期入所生活介護	平成二十年六月三十日
横手市短期入所施設シルバードームいきいきの郷	横手市長	横手市増田町増田字七日町百七十七番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年六月三十日
横手市デイサービスセンターシルバードームいきいきの郷	横手市長	横手市増田町増田字七日町百七十七番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年六月三十日

温泉デイサービスセンター霞桜の湯	有限会社 和幸 代表取締役	横手市増田町熊淵字飯館二百十八番地	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成二十年六月一日
温泉デイサービスセンター霞桜の湯	有限会社 和幸 代表取締役	横手市増田町熊淵字飯館二百十八番地	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年六月一日
横手市特別養護老人ホーム雄水苑老人短期入所施設	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 会長	横手市雄物川町今宿字末館五十番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年七月一日
横手市特別養護老人ホーム憩寿園老人短期入所施設	社会福祉法人 横手市社会福祉協議会 会長	横手市十文字町梨木字御休ノ上百八番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年七月一日
ビスセンターかがやき	社会福祉法人 相和会 理事長	横手市上境字谷地中百三十六番地	通所介護	平成二十年六月一日
特別養護老人ホーム愛幸園	社会福祉法人 大仙ふくし会 理事	大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地	介護老人福祉施設	平成二十年四月一日
特定非営利活動法人 結いの里	特定非営利活動法人 結いの里 理事長	能代市二ツ井町種字萩ノ台百七十八	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成二十年六月三日
特定非営利活動法人 結いの里	特定非営利活動法人 結いの里 理事長	能代市二ツ井町種字萩ノ台百七十八	短期入所生活介護	平成二十年六月三日
医療法人 紀信会 神岡診療所	医療法人 紀信会 神岡診療所 院長	大仙市神宮寺字本郷下六十四―一	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成二十年一月一日

秋田県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を

次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成二十年八月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

横手市増田町居宅介護支援事業所	横手市長	横手市増田町増田字七日町百七十七番地	居宅介護支援事業	平成二十年六月三十日
横手市特別養護老人ホーム雄水苑	横手市長	横手市雄物川町今宿字末館五十番地	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年六月三十日
横手市特別養護老人ホーム憩寿園老人短期入所施設	横手市長	横手市十文字町梨木字御休ノ上百八	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年六月三十日
ハッピー由利本荘・居宅介護支援事業所	ジャパンケアサービス秋田 代表取締役社長	由利本荘市瓦谷地二十八番地一鶴沼ビル一F	居宅介護支援事業	平成二十年六月三十日
ハッピー由利本荘・ヘルパーステーション	ジャパンケアサービス秋田 代表取締役社長	由利本荘市瓦谷地二十八番地一鶴沼ビル一F	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日
ハッピー男鹿・ヘルパーステーション	ジャパンケアサービス秋田 代表取締役社長	男鹿市船越字一向百九十五番地十三アリスB棟	訪問介護、介護予防訪問介護	平成二十年六月三十日

秋田県告示第三百四十五号

国民健康保険法(昭和三十三年十二月二十七日法律第九十二号)

第二十七条第二項の規定により、次のとおり健康保険組合の

秋田県告示第三百四十四号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二
第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと

おり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条
の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成二十年八月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
横手市社会福祉協議会東部指定訪問介護事業所	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	横手市四日町三番一十三号	横手市社会福祉協議会訪問介護事業所	横手市社会福祉協議会東部指定訪問介護事業所	訪問介護、介護予	平成二十年七月一日
横手市社会福祉協議会南部指定訪問介護事業所	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	横手市十文字町梨木字御休ノ上二十九番地	横手市社会福祉協議会十文字福祉センター指定訪問介護事業所	横手市社会福祉協議会南部指定訪問介護事業所	訪問介護、介護予	平成二十年七月一日
横手市社会福祉協議会西部指定訪問介護事業所	社会福祉法人横手市社会福祉協議会 会長	横手市大雄字大関三百十番地	横手市社会福祉協議会大雄福祉センター指定訪問介護事業所	横手市社会福祉協議会西部指定訪問介護事業所	訪問介護、介護予	平成二十年七月一日

横手市短期入所施設シルバードームいきいきの郷	社会福祉法人ファミリーケアサー	横手市増田町増田字七日町百七十七	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年七月一日
横手市デイサービスセンターシルバードームいきいきの郷	社会福祉法人ファミリーケアサー	横手市増田町増田字七日町百七十七	通所介護、介護予防通所	平成二十年七月一日
横手市増田町居宅介護支援事業所	社会福祉法人ファミリーケアサー	横手市増田町増田字七日町百七十七	居宅介護支援事業	平成二十年七月一日
デイサービスセンターだいち	社会福祉法人大内さつき会	由利本荘市岩谷町字ハケノ下八十一二	通所介護、介護予防通所	平成二十年六月一日
横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑老人デイサービスセンター	社会福祉法人相和会	横手市山内土測字鶴ヶ池三十一の三	通所介護、介護予防通所	平成二十年七月一日
横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑老人短期入所施設	社会福祉法人相和会	横手市山内土測字鶴ヶ池三十一の三	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成二十年七月一日
J A 秋田みなみホームヘルプサービス事業所	秋田みなみ農業協同組合 代表理事組合長	男鹿市脇本脇本字向山一番地の四	介護予防訪問介護、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	平成二十年五月一日
グループホームふあみりい	有限会社 ふあみりい 取締役	大仙市四ツ屋字上古道六六一九	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成二十年六月一日
山水荘指定通所介護事業所	社会福祉法人 阿仁ふくし会 理事	北秋田市阿仁水無字宮後四番地	介護予防通所介護	平成十九年十一月一日

規約の変更の申請があり認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年十二月二十七日政令第三百六十二号）第七條第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十年八月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 秋田県医師国民健康保険組合規約の一部改正
- (一) 第六條第一号中「医業に従事する医師である者」の次に「(ただし、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。))第五十條に規定する被保険者(以下「後期高齢者医療の被保険者」という。))を除く。」を加える。
- (二) 第六條第二号中「第一種組合員」の次に「及び第三種組合員」を加える。
- 二 秋田県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正
- (一) 第三條中「秋田市山王二丁目七番四十四号におく。」を「秋田県秋田市川尻町字大川反百七十番百二に置く。」に改める。
- (二) 第六條第二号中「第一種組合員」の次に「及び第四種組合員」を加える。
- (三) 第六條第三号中「第一種組合員」の次に「及び第四種組合員」を加え、同号の次に次の一号を加える。
- 四 第四種組合員は、高齢者の医療の確保に関する法律

(三) 第六條第二号の次に次の一号を加え、第三号とする。

三 第一種組合員であった者が、引き続き後期高齢者医療の被保険者となった医師(以下「第三種組合員」という。)

二 秋田県歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正

(一) 第三條中「秋田市山王二丁目七番四十四号におく。」を「秋田県秋田市川尻町字大川反百七十番百二に置く。」に改める。

(二) 第六條第二号中「第一種組合員」の次に「及び第四種組合員」を加える。

(三) 第六條第三号中「第一種組合員」の次に「及び第四種組合員」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四 第四種組合員は、高齢者の医療の確保に関する法律

秋田県告示第三百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年八月八日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類		旧新別	路線名	区間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県道	旧		仙ノ台松山線	能代市母体字樋ノ口九九番地先から松山字新蟹二二三番地先まで		五・〇〇〇～一五・〇〇〇	〇・七八〇
	新		仙ノ台松山線	能代市母体字樋ノ口九九番地先から松山字新蟹二二三番地先まで		一〇・〇〇〇～三五・〇〇〇	〇・七二〇
				〃		五・〇〇〇～一五・〇〇〇	〇・七八〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年八月八日から同月二十一日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五條第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同條第五項において準用する同法第十條第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年八月八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日
- 平成二十年七月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人能代体育協会

- 三 代表者の氏名
- 松谷 福三
- 四 主たる事務所の所在地
- 秋田県能代市富町一番三号 厚生年金能代市体育館内
- 五 定款に記載された目的
- この法人は、能代市民及び近隣住民に対して、スポーツ振興、健康体力づくり、競技力の向上及びスポーツ文化に関する事業を行い、スポーツを通じた健全な精神の高揚を図り、明るく健康的なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
- 役員定数の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定により、南秋田郡真崎堰土地改良区から次のとおり役員

の退任及び就任の届出があったので、同條第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年八月八日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名	秋田県知事	寺田典城
南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺二十七番地		宮川 東典
〃		齊藤 鉄雄
〃		館岡 敏雄
〃		上樋口字切樋百四十八番地
〃		猿田 政博
〃		大川西野字中谷地五十六番地二
〃		加藤孝一郎
〃		大川谷地中字堰添三十五番地
〃		佐藤 一衛
〃		大川石崎字沼田三番地
〃		加藤 甚七
〃		大川大川字ウツフケ八十八番地五
〃		工藤 勉

議 会 訓 令

秋田県議会訓令第一号

秋田県議会図書室規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
事務局一般

平成二十年八月八日

秋田県議会議長 大野 忠右工門

秋田県議会図書室規程の一部を改正する訓令

南秋田郡五城目町大川大川字東屋布百四十八番地

伊藤 正春

井川町今戸字寺ノ内二百三十四番地

伊藤 三昭

今戸字カチ田百六十五番地

森田 彪

北川尻字海老沢後二十番地

鷺谷 忠

湯上市飯田川飯塚字中谷地百十二番地

二田 忠雄

就任理事の住所及び氏名

宮川 東典

南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺二十七番地

齊藤 鉄雄

館越字館回百四十四番地一

館岡 晴作

高崎字白旗三十二番地

猿田 政博

上樋口字切樋百四十八番地

加藤孝一郎

大川西野字中谷地五十六番地二

佐藤 一衛

大川谷地中字堰添三十五番地

加藤 甚七

大川石崎字沼田三番地

伊藤 正春

大川大川字ウツフケ八十八番地五

伊藤 三昭

大川大川字東屋布百四十八番地

伊藤 正春

井川町今戸字寺ノ内二百三十四番地

伊藤 三昭

今戸字カチ田百六十五番地

森田 彪

北川尻字海老沢後二十番地

鷺谷 忠

湯上市飯田川飯塚字中谷地百十二番地

二田 忠雄

就任理事の住所及び氏名

鳥井 克巳

南秋田郡五城目町上樋口字切樋五十九番地

北嶋 隆一

大川大川字西屋布四十四番地

鳥井 克巳

南秋田郡五城目町上樋口字切樋五十九番地

鳥井 克巳

大川谷地中字谷地十二番地二

佐藤 和利

井川町今戸字家ノ後百四番地

伊藤 清吉

秋田県議会図書室規程(昭和三十七年一月四日制定)の一部を次のように改正する。

第二条中「第百条第十七項」を「第百条第十八項」に改める。

第四条第一項及び第二項中「但し」を「ただし」に改める。

附 則

この訓令は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)の施行の日から施行する。

秋田県議会訓令第二号

事務局一般

秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年八月八日

秋田県議会議長 大野 忠右工門

正 誤

秋田県議会事務局の組織及び事務に関する規程(昭和三十年十月一日制定)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「議員の報酬、費用弁償等」を「議員報酬並びに議員の費用弁償及び期末手当」に改める。

附 則

この訓令は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)の施行の日から施行する。

正 誤

平成二十年八月一日付け秋田県公報第二千号掲載の秋田県告示第三百三十二号(生活保護法による医療機関の指定)(印刷誤り)

三ページ表中、「オレンジ薬局 横手店」と「くら薬局」の指定年月日について、

指定年月日	指定年月日
平成二十年一月一日	平成二十年七月一日

は

指定年月日	指定年月日
平成二十年一月一日	平成二十年七月一日

の誤り

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄